

※この法令は廃止されています。
平成二十三年国土交通省令第六号

山村境界基本調査簿の様式を定める省令

国土調査施行令(昭和二十七年政令第五十九号)第二条第二項の規定に基づき、山村境界基本調査図及び山村境界基本調査簿の様式を定める省令を次のように定める。

国土調査法施行令(昭和二十七年政令第五十九号)第二条第二項の国土交通省令で定める地籍基本調査図及び地籍基本調査簿の様式のうち、山村境界基本調査作業規程準則(平成二十三年国土交通省令第五号)第四十八条に規定する山村境界基本調査図及び山村境界基本調査簿の様式は、別記様式第一及び別記様式第二に定めるところによるほか、地籍図の様式を定める省令(昭和六十一年総理府令第五十四号)に定める地籍図及び地籍簿の様式を定める省令(昭和五十三年総理府令第三号)に定める地籍簿の様式の例による。

別記様式第一 山村境界基本調査図様式

別記様式第一 山村境界基本調査図様式
第一項 規定

区分	記号	記号の表示の方法
山村境界基本調査簿(地籍簿)に 記載された山村境界		0.2 線
山村境界基本調査簿(地籍簿)に 記載されていない山村境界		0.2 線
基本多角点		0.2 点

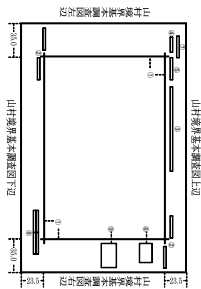
山村境界基本調査簿(地籍簿)に 記載された山村境界		0.2 線
山村境界基本調査簿(地籍簿)に 記載されていない山村境界		0.2 線
基本多角点		0.2 点

山村境界基本調査簿(地籍簿)に 記載された山村境界		0.2 線
山村境界基本調査簿(地籍簿)に 記載されていない山村境界		0.2 線
基本多角点		0.2 点

部品の番号	字種 2.0-3.0	
山村復興基本計画 地区別の山村復興 推進	ア・イ・ロ・エ 字種	0.2
山村復興補助 地区の番号	ア・イ・ロ・エ 字種 2.0-3.0	第 1

第2回 整備
1 山村復興基本計画図に告示する整備事項は、次のとおりとする。
図形編
図形編の区域
山村復興基本計画図の名称
座標番号
座標の名称
座標区域番号 (座標区域の名称を含む。)

整備区域 (山村復興基本計画図の番号及び座標を含む。)
座標区域番号見出し
2 整備事項を告示する位置は、おのおの次に掲げる図例によるものとする。
(図 例)



- ①図形編
- ②図形編の区域編
- ③山村復興基本計画図の名称
- ④座標番号
- ⑤座標区域の名称
- ⑥座標区域番号
- ⑦左上座標番号 (山村復興基本計画図の座標を含む。)
- ⑧右下座標番号 (山村復興基本計画図の座標を含む。)
- ⑨座標区域番号見出し

